

10 専門部定員増加にともなう学則改正の件認可

(昭和二年五月)

(注記1)

今般本大学専門部学生定員別紙ノ通り変更致度候条御認可相成
度関係書類ヲ具シ此段及申請候也

(注記2)

専門部定員増加願

昭和二年三月三十一日

東京市神田区南甲賀町六七八番地

財団法人中央大学

理事学長法学博士 馬場愿治

印

(注記3)

文部大臣 岡田良平殿

(下 札)

定員増加予定表

科別	新旧		増減
	新	旧	
専門部	4,500	3,000	1,500
昼間	1,500	1,000	
内法学科	800	800	
経済学科	400	400	
夜間	3,000	2,000	
内法学科	1,500	1,000	
経済学科	1,500	1,000	
訳商学科	700	700	

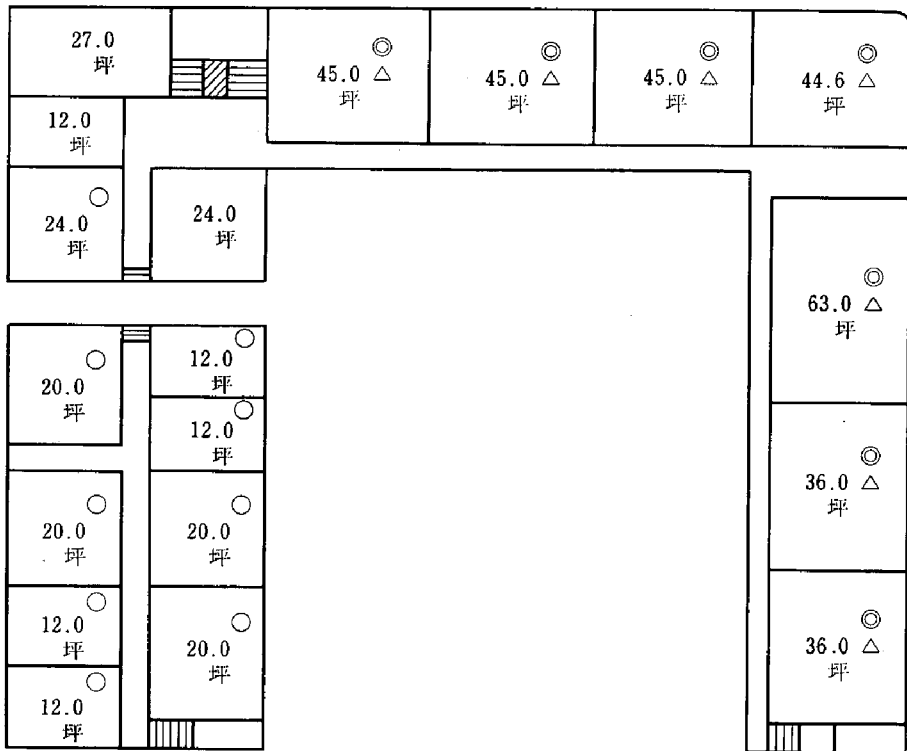
自昭和七年度至昭和七年度経費収支予算(予想調) 中央大学
収入之部

業	二年度	三年度	四年度	五年度	六年度	七年度
授業料	43,757.90	46,630.00	51,100.00	59,800.00	64,300.00	64,800.00
入学料	7,100.00	7,100.00	7,100.00	7,100.00	7,100.00	7,100.00
試験其他手数料	4,500.00	5,000.00	5,500.00	6,000.00	6,300.00	6,500.00
基金利子	3,000.00	3,400.00	3,600.00	3,800.00	4,000.00	4,200.00
雑収入	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00
文部省補助金	25,000.00	25,000.00	25,000.00	25,000.00	25,000.00	25,000.00
計	83,357.90	86,630.00	91,800.00	101,600.00	106,900.00	107,500.00

支出之部

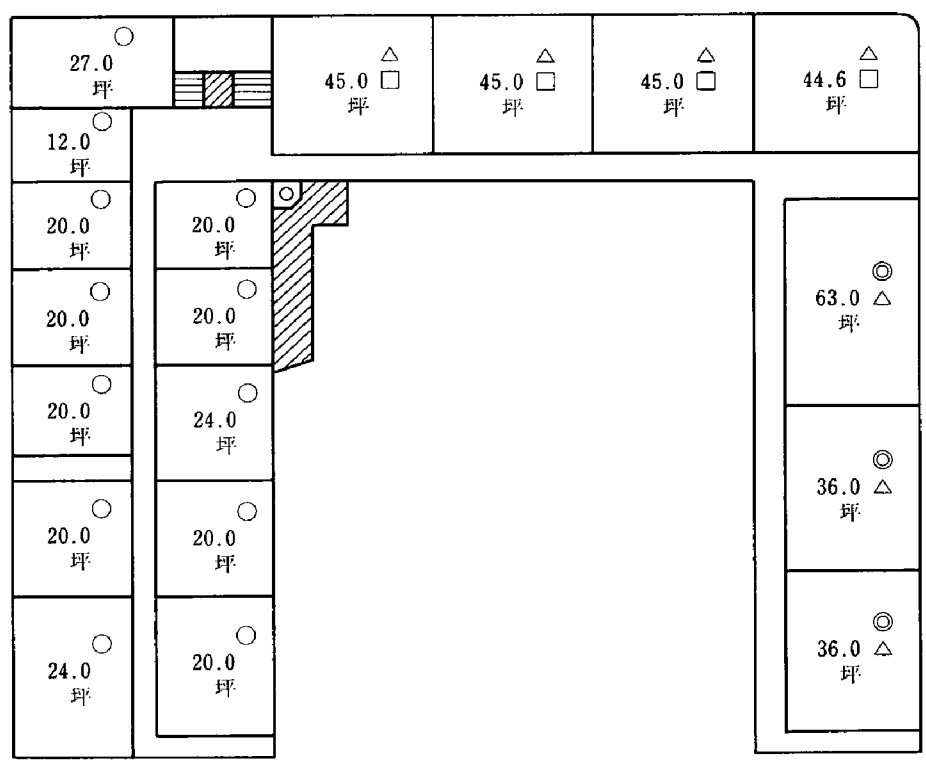
	二年度	三年度	四年度	五年度	六年度	七年度
教員給	三六、六五〇	三三、四〇〇	三三、四〇〇	三三、四〇〇	三三、四〇〇	三三、四〇〇
事務員及雇員給	三、九五〇	三、八〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇
器具及図書費	三、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
通信費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
営業費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
留學生費	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
印刷物費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
広告費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
電灯及電話費	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
給費	二、七〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
其他學費	三、七〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
雜費	三、七〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
大学令ニ依ル 供託基金	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇
文部省返納金	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
予備費	四、〇〇〇	六、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇
計	四八三、三九〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇

一階
凡例
○印八学部教室
◎印八学部教室
△印八子科教室
△印八専門部(夜間部)教室



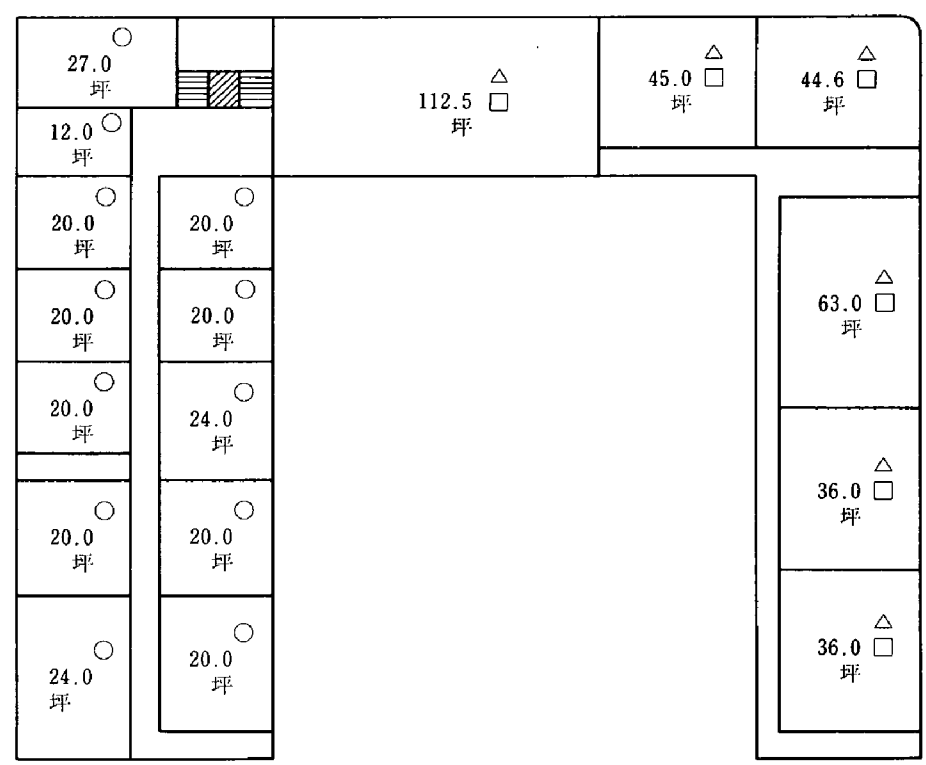
備考
原則トシテハ凡例ノ示スガ如ク教室ノ使用ヲナスモ合併教授ニ在リテハ学部、
子科、専門部、時間割編成上ヨリ充分流用シ得ベキヲ以テ(適)宜配当使用ヲ
ナスモノトス

二階
凡例
◎印八学部教室
○印八予科教室
△印八専門部(夜間部)教室
□印八専門部(昼間部)教室



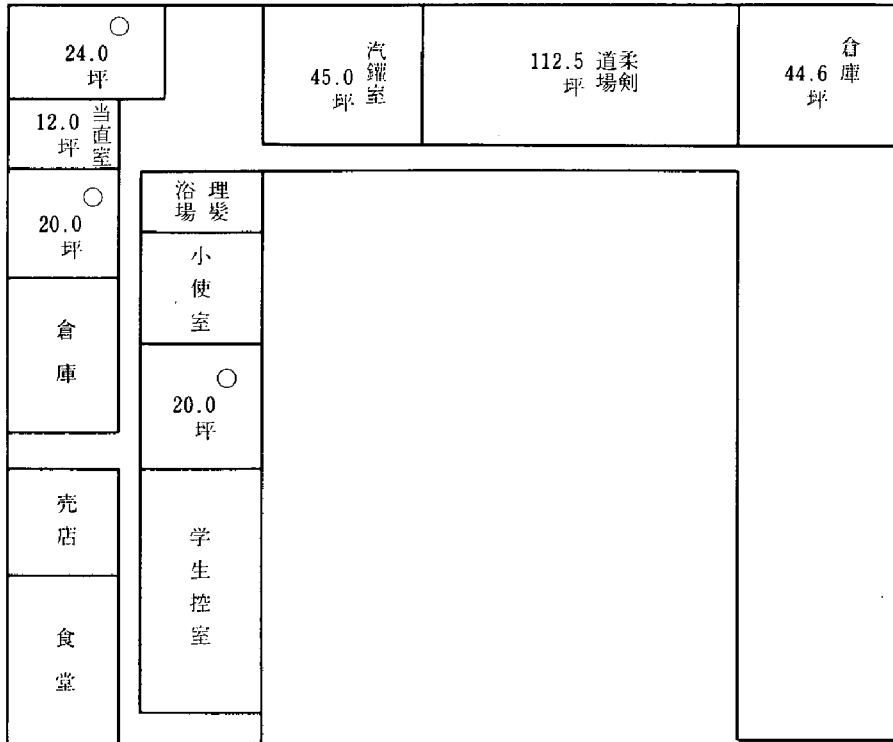
備考
原則トシテハ凡例ノ示スガ如ク教室ノ使用ヲナスモ合併教授ニ在リテハ学部、予科、専門部、時間割編成上ヨリ充分流用シ得ベキヲ以テ(適)宣配当使用ヲナスモノトス

三階
凡例
○印八予科教室
△印八専門部(夜間部)教室
□印八専門部(昼間部)教室



備考
原則トシテハ凡例ノ示スガ如ク教室ノ使用ヲナスモ合併教授ニ在リテハ学部、予科、専門部、時間割編成上ヨリ充分流用シ得ベキヲ以テ(適)宣配当使用ヲナスモノトス

地階
凡例
○印ハ子科教室



備考
原則トシテハ凡例ノ示スガ如ク教室ノ使用ヲナスモ合併教授ニ在リテハ学部、予科、専門部、時間割編成上ヨリ充分流用シ得ベキヲ以テ(適)直配当使用ヲナスモノトス

学則改正認可申請書

本大学専門部学則中別紙ノ通り改正致度学則改正要旨並理由、経費収支予算表相添へ此段認可申請候也

東京市神田区南甲賀町六、七、八番地

財団法人 中央大学

理事学長法学博士 馬場愿治 印

昭和二年三月三十一日

文部大臣 岡田良平殿

学則改正要旨及理由

大正十五年八月新校舍ニ移転以來専門部ニアリテハ学部ニ比シ合併教授ヲ為シ来リタル学級少カラサリシモ年々入学希望者多数ナルヲ以テ従テ合併級ハ之ヲ分割スヘク之ニ伴ツテ経費ノ膨脹ヲ来スヘク其他諸般ノ設備ヲ完ウスル為メ多額ノ経費ヲ要スルニ至ルヘキヲ以テ今回専門部学則第二十九条所定ノ入学科ヲ金参円ニ増額スル為メ之ニ関スル学則ヲ別紙ノ如ク改正セントス

専門部学則中改正スヘキ点

一、第二十九条ヲ左ノ通り改正ス

第二十九条 本大学専門部ニ入スル者ハ入学科トシテ金参

円ヲ納ムヘシ

自昭和貳年度至昭和七年度経費收支予算(予想調) 中央大学

収入之部

	二年度	三年度	四年度	五年度	六年度	七年度
授業料	四三、七〇〇	五七、九二〇	五七、四〇〇	(抹消) (加筆) 五、八二〇	(抹消) (加筆) 六、三三〇	(抹消) (加筆) 六、四八五
入学料	七、一〇〇	七、一〇〇	七、一〇〇	(抹消) (加筆) 七、一〇〇	(抹消) (加筆) 七、一〇〇	(抹消) (加筆) 七、一〇〇
試験其他手数料	四、五〇〇	五、〇〇〇	五、五〇〇	六、〇〇〇	六、三〇〇	六、五〇〇
基金利子	二、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
雑収入	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
文部省補助金	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	(抹消) (加筆) 二五、〇〇〇	(抹消) (加筆) 二五、〇〇〇	(抹消) (加筆) 二五、〇〇〇
計	四八、三〇〇	五九、〇〇〇	五九、〇〇〇	(抹消) (加筆) 六、三三〇	(抹消) (加筆) 六、三三〇	(抹消) (加筆) 六、三三〇

支出之部

	二年度	三年度	四年度	五年度	六年度	七年度
教員給	三六、六五〇	四〇、〇〇〇	四四、〇〇〇	(抹消) (加筆) 五、五〇〇	(抹消) (加筆) 三、五〇〇	(抹消) (加筆) 三、六〇〇
事務員及雇員給	四三、九五〇	五二、八〇〇	五八、八〇〇	六、四〇〇	六、四〇〇	六、五〇〇
器具及図書費	三三、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇
通信費	一、二〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	二、〇〇〇
営繕費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
留学生費	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇
印刷物費	一三、〇〇〇	一六、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一〇、〇〇〇
広告費	三、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇
電灯及電話費	四、〇〇〇	四、五〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇
給費貸費其他	二七、五〇〇	三二、五〇〇	三五、〇〇〇	三七、〇〇〇	三七、〇〇〇	四〇、〇〇〇
学費						

	二年度	三年度	四年度	五年度	六年度	七年度
雑費	三七、〇五五	五、三三〇	五、九一〇	五、五二〇	五、五三〇	五、〇一〇
大学令ニ依ル 供託基金	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇
文部省返納金	四、〇〇〇	六、〇〇〇	七、〇〇〇	八、〇〇〇	一、二〇〇	一〇、〇〇〇
予備費						
計	四八、三〇〇	五九、〇〇〇	五九、〇〇〇	(抹消) (加筆) 六、三三〇	(抹消) (加筆) 六、三三〇	(抹消) (加筆) 六、三三〇

(表紙)

中央大学専門部学則

中央大学専門部学則

第一章 総則

第一条 本大学ニ専門部ヲ置キ法律、政治、経済、商業ニ関スル学術ノ理論及ヒ応用ヲ教授ス

第二条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三条 本大学ノ休業日ハ左ノ如シ

自四月一日 至同月十五日

自七月十六日 至九月十日

自十二月二十六日 至翌年一月七日

日曜日、大祭祝日及ヒ本学記念日(十一月十一日)

第四条 各学科ヲ卒業シタル者ニハ其卒業証書ヲ授与ス

第二章 専門部

第一節 学科課程

第五条 本大学専門部ヲ左ノ三科ニ分ツ

一、法学科

二、経済学科

三、商学科

第六条 各学科ノ修学期間ヲ三学年トス

第七条 各学科ノ修業科目及ヒ其配当左ノ如シ

第一 法学科

科目	学年		
	第一学年	第二学年	第三学年
法学通論	法学通論		
憲法	憲法		
行政法		行政法	
民法	債權總論、物族權	物權、債權各論	相続
商法		總行爲、会社	手形、海商、保險
刑法	總則	各論	
訴訟法		刑事訴訟法(第一編)	民事訴訟法(第二編乃至第八編)
破産法			破産法
経済学	経済原論		
財政学			財政学
国際公法		国際公法	
国際私法			国際私法
実習		民事実習	民事実習

第二 経済学科

科目	学年		
	第一学年	第二学年	第三学年
経済学	貨幣原論	信用及銀行論、農業政策、交通政策	商業政策、社会及工業政策、植民政策、保險学
政治学	政治学	政治学	外交史
統計学	統計学界論	人口及経済統計学	
簿記及会計学	簿記原論	会計学	
経済史	經濟史及經濟学		
経済地理	經濟地理		
民法	債權總論、物族權	物權、債權各論	相続
商法		總行爲、会社	手形、海商
憲法及行政法	憲法		行政法
国際公法		国際公法	
国際私法			国際私法
倫理	倫理	倫理	倫理

別科生ハ英語若クハ独逸語、論理、心理、哲学概論ヲ随意科トス

倫理	倫理	倫理	倫理
哲学概論			哲学概論
社会学	社会学		
論理、心理	論理、心理		
外国語	英語若クハ独逸語	英語若クハ独逸語	英語若クハ独逸語
随意科目	羅馬法	刑事政策	法理学

哲学概論	社会学	論理、心理	外国語	随意科目
社会学	論理、心理	英語若クハ独逸語	刑法総則	
		英語若クハ独逸語	外国法為各替論	
哲学概論		英語若クハ独逸語	取引所論	

別科生ハ英語若クハ独逸語、論理、心理、哲学概論を随意科トス

第三 商学科

科目	学年
簿記及会计学	第一 学年
商業事務	商業簿記
商工経営論及内外商業事情	銀行簿記
売買及取引所	工業簿記及
工場管理	貨幣論
貨幣論	銀行
銀行	統計学
統計学	関税及倉庫
保険	交通論
関税及倉庫	商業地理及商
交通論	品学
商業地理及商	品学
品学	商業史
商業史	民法、商法
法律学	民法、商法
法学	商法
経済学	社会及工業政策
経済原論	
商業政策	
社会及工業政策	

財政学	倫理	哲学概論	論理、心理	英語
	倫理		論理、心理	商業英語
	倫理			商業英語
財政学		哲学概論		商業英語

別科生ハ論理、心理、哲学概論ヲ随意科トス

第二節 入学、休学及ヒ退学

第八条 専門部ハ年齢十七年以上ノ男子ニ限り入学セシム

第九条 専門部ノ学生ヲ正科生、別科生ノ二種トス

一 正科生ハ左ノ資格ヲ有シ入学スルモノトス但外国人ニシテ之ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ中学校卒業程度ノ試験檢定ノ上之ヲ許可ス朝鮮人及ヒ台湾人亦之ニ準ス

中学校卒業者、師範学校卒業者、実業学校卒業者、専門学校入学者檢定規程ニ依リ試験檢定合格証書ヲ有スル者、大予科第一学年ヲ修了シタル者、文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

二 別科生ハ前号以外ノ者ニシテ志願者ノ履歴ニ就キ銓衡ノ上入学ヲ許シタルモノトス但其履歴ニ依リ特ニ国語、漢文、数学ノ三科目又商業科ニ在リテハ更ニ英語ノ試験ヲ行フコトアルヘシ

第十条 専門部第二学年以上ニ編入スルニハ前項ノ資格ヲ有シ尚ホ前各学年ノ科目ニ付キ試験ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス但

受験料ハ金五円トス

第十一条 正科生ノ入学期ハ毎学年ノ始一回トス別科生ハ随時入学ヲ許スコトアルヘシ

第十二条 本大学専門部ト同等学校ノ第二学年以上ニ在学シタル者ニシテ転学ヲ願出ツルトキハ相当ノ学年ニ編入ス但本大学ノ専門部学科課程中他校ニ於テ修了セサルモノアルトキハ其科目ニ限り試験ヲ行フ

第十三条 入学志願者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添ヘテ本大学ニ差出スヘシ但試験ヲ要スル者ハ申込ト同時ニ受験料金三円ヲ納ムヘシ

第十四条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在学証ヲ差出スヘシ但在学証用紙ハ本大学ヨリ申受クヘシ

第十五条 保証人ハ東京市内ニ一家計ヲ立ツル成年者タルコトヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事件ニ付責ニ任スヘキモノトス

第十六条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遅滞ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタルトキ亦同シ

第十七条 学生疾病其他止ムヲ得サル事故ニ因リ満二个月以上修学シ能ハサルトキハ其事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保証人連署ノ上學長ニ願出テ其許可ヲ經テ当該学年間休学スルコトヲ得

第十八条 休学シタル学生ハ次学年ノ始ヨリ其原級ニ入テ修学

スルモノトス但休学年間ト雖モ事故止ミタルトキハ其旨ヲ届出テ出席スルコトヲ得此場合ニ於テモ当該学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十九条 学生休学中ハ授業料ヲ免除ス
給費又ハ貸費ヲ受クル者ハ休学ノ月ヨリ之ヲ罷ム

第二十条 学生ニシテ陸軍現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其間第十七条ノ規定ニ準シテ休学シ満期後直ニ原級ニ復スルコトヲ得

第二十一条 疾病其他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人連署ノ上願出テ學長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十二条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

- 一 学業劣等若クハ疾病ニ因リ成業ノ見込ナキ者
- 二 出席常ナラサル者
- 三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一年間欠席シ又ハ正当ノ事由ナク一个月以上欠席シタル者

第二十三条 第五章ノ規定ニ依リ退学処分ヲ受ケタル者四个月前以上ヲ經過シ改善ノ実アリト認めタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十四条 試験ハ毎学年ノ終ニ舉行シ毎年九月追試験及ヒ再試験ヲ舉行ス但追試験及ヒ再試験ヲ受クル者ハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第二十五条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十六条 試験ハ各科目ニ付合格不合格ヲ決ス

試験ノ成績ハ優、良、可、不可ヲ以テ表シ優、良、可ヲ合格トシ不可ヲ不合格トス

第二十七条 第一学年配当科目中四分ノ三以上ノ試験ニ合格シタル者ニ非サレハ第二学年ノ試験ヲ受クルヲ得ス、第二学年配当科目中四分ノ三以上ノ試験ニ合格シタル者ニ非サレハ第三学年ノ試験ヲ受クルヲ得ス第一学年配当科目中試験未済又ハ不合格ノ科目アルトキハ此科目ヲモ通算スルモノトス但科目ト称スルハ第七条ノ学科課程表ニ依ル

第二十八条 試験ニ合格セサル者ハ全部合格ニ至ルマテ在学スルコトヲ得但六ヶ年ヲ超ユルコトヲ得ス試験ヲ受ケスシテ在学スル者亦同シ

第四節 学 費

第二十九条 本大学専門部ニ入学スル者ハ入学料トシテ金二円ヲ納ムヘシ

第三十条 授業料ハ一学年金七十七円トス左ノ三期ニ納ムヘシ但当月割金七円ツツ分納スルヲ妨ケス

第一期 四月(金三十円) 第二期 九月(金三十円) 第三期 一月(金十七円)

第三十一条 学年ノ中途ニ入学シ若クハ退学スル者ハ特ニ入学以前及ヒ退学以後ノ授業料ヲ免除ス

第三十二条 学生在学中ハ闕席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十三条 授業料ヲ月割分納スル者ハ翌月分ヲ前月末日マテニ納付スヘシ

第三十四条 既ニ納付シタル授業料ハ中途退学スルモ之ヲ返付セス

第三十五条 授業料ヲ滞納スル者ハ完納ノ上ニ非サレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第五章 給費生及ヒ特待生

第三十六条 学生中学術優等、品行方正ナル者ヲ選ヒ銓衡ニ依リ給費生又ハ特待生トス

第三十七条 給費生ハ当該学年間年額金三百円以内ノ学資ヲ給与シ特待生ハ当該学年間授業料ヲ免除ス

第三十八条 給費生又ハ特待生ニシテ成業ノ目途ナキ者ハ直ニ其待遇ヲ解ク

第六節 貸費生及ヒ留學生

第三十九条 貸費ハ本大学貸費並寄附貸費ノ二種トス

第四十条 学生中学費支弁ノ途ナキ者ハ銓衡ニ依リ貸費生トシテ当該学年間年額金三百円以内ヲ貸与スヘシ

第四十一条 寄附貸費ハ寄附者ノ指定ニ従ヒ前条ノ貸費年額以内ヲ貸与スルモノトス但特ニ貸費額ヲ限定セラレタルモノハ其額ヲ貸与ス

第四十二条 貸費ヲ受ケントスル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ学長ニ宛テ差出スヘシ

第四十三条 貸費ノ許可ヲ得タル学生ハ本大学ニ於テ相当ト認ムル保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第四十四条 貸費ヲ受ケタル者ハ卒業後一个年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額ツツ月賦返納スヘシ

第四十五条 貸費生ニシテ成業ノ目途ナキ者ハ直ニ貸費ヲ罷ム
第四十六条 貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退学ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辞シ又ハ退学スルトキハ貸費ヲ受ケタル金額ヲ即時ニ返納スヘシ但疾病ノ為メ廃学シタル者ハ

情状ニ依リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第四十七条 本大学専門部卒業者ニシテ學術優等品行方正ニシテ将来學術ノ攻究ニ従事セント欲スル者ニハ特ニ學費ヲ貸与シテ海外ニ留学セシムルコトアルヘシ
留学生ニ関スル事項ハ派遣ノ都度之ヲ定ム

第三章 研究科

第四十八条 研究科ハ専門部ノ卒業生ニシテ既修ノ学科ニ付尚ホ深遠ナル研究ヲ為サント欲スル者ノ為メニ之ヲ設ク

第四十九条 研究科ノ修業科目ハ左ノ十一科トシ各自志望ノ科目ヲ専攻セシム

憲法 行政法 刑法 民法 商法 訴訟法 國際法 政治学

経済学 财政学 商業学

第五十条 修業年限ハ一年以上三年トス

第五十一条 入学期ハ毎年四月トス但臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十二条 研究科ハ専門部、旧英吉利法律学校、旧東京法学院及ヒ旧東京法学院大学ノ卒業生ニシテ学長ノ承認ヲ經タル者ニ限り入学ヲ許ス但同等学校卒業生若クハ之ト同等ノ学力アル者ニシテ学長ノ承認ヲ經タル者亦同シ

第五十三条 研究科ノ学生ヲ分テ正科生及ヒ別科生トス専門部正科ヲ卒業シタル者ヲ正科生トシ其他ヲ別科生トス

(裏表紙)

東京市神田区錦町二丁目二番地

大正十五年八月 中央大学

(注記4)

東專一〇〇号	定決裁	5月16日	文書課長	(安積)	送発	5月18日	起案者	(豊田)
--------	-----	-------	------	------	----	-------	-----	------

(注記5)

昭和二年四月十五日起案

学務課長 (赤間) (三原)

専門学務局長 (片山) (丸岩) (小菅)

次官 (栗原) (窪田) (注記7)

山内督学官 (山内)

私立専門学校生徒定員変更ノ件

案

中央大学専門部設立者

財団法人中央大学

昭和二年三月三十一日申請生徒定員変更ノ件認可ス

年月日 文部大臣

備考

専門部		新	旧	増
内	部	定員	定員	
昼間	訳	四、五〇〇	三、〇〇〇	一、五〇〇
夜間	内 法 学 科	一、五〇〇	一、〇〇〇	五〇〇
	内 経 済 学 科	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇
内 法 学 科	内 経 済 学 科	八〇〇		
	内 法 学 科	八〇〇		
訳 商 学 科	訳 商 学 科	三〇〇		
	訳 商 学 科	七〇〇		

二、教室 (別紙図面ノ通)

昼間専門部教室 十教室

夜間専門部教室 二十教室

(注記8)

案ノ二

同 上

昭和二年三月三十一日申請学則中変更ノ件認可ス

年 月 日 文部大臣

備考

一、学則第二十九条 専門部入学科「式円」ヲ「参円」ニ増額

ニ変更

(注記1)

「文部省ノ昭和2・4・12ノ東專110号」

(注記2)

「昭和二年四月十一日ノ卯学第 八〇八〇
八〇八一号ノ東京府經由
八〇七九

(注記3)

「一」(簿冊内件名番号)

(注記4)

「要記入」

(注記5)

「施行前要再回」「スミ」

(注記6)

「完結」(西田)「至急」

(注記7)

「記録掛ノ2・5・28ノ受領」

(注記8)

「五月十八日ノ發送済」

(下札)

「類別」を五ノ連繫 2わ一ノ六ノ登録追加 (有原)ノ件名 東京府
經由、中央大学専門部生徒定員(変更認可)並ニ入学科変更認可
ノ番号 東学二一〇ノ結了年月日 昭、二、五、一八ノ保存年限
ムキノ枚数 一五、冊一」

「自大15年9月至昭2年5月
中央大学専門部、東京、第冊』
文部省④ 3A, 10-6, 1386」